

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和8年5月 1日

堺市議会議長 西田 浩延 様

議員氏名 三宅 達也

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他	0	自己資金
収 入 合 計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	158,237	158,237	
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	111,500	111,500	
広 報 ・ 広 聴 費	403,603	403,603	
人 件 費	910,000	910,000	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,519,679	1,519,679	
支 出 合 計	3,103,019	3,103,019	

令和7年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 三宅達也

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
[調査研究費]	4/1～3/31	堺市政、府市連携、泉北ニュータウンの街づくりに関する調査研究のため、大阪府内各所、市内各所を訪れた。 またインテックス大阪で開催された下水道展への参加、及び北九州市の旧スペースワールド再開発地におけるグローバルゲートウェイでの外国語体験学習プログラムに参加視察、福岡市において緑の基本計画、博物館リニューアル推進事業、福岡市上下水道経営計画の調査視察等各所の訪問、ヒアリングをおこなった。
[資料購入費]	4/1～3/31	市政全般に関する調査研究を行うため日刊の新聞を2社購入。
[広報・広聴費]	4/1～3/31	市政への調査結果や議会の報告を行うため、市政レポートを令和7年12月に7000部印刷し、駅頭や手配りを2000枚実施し、あわせて約5300枚を郵送にて配布した。
[人件費]	4/1～3/31	市政に関する調査研究および市政に関する陳情を受けるため事務員を雇用した。
[事務・事務所費]	4/1～3/31	市政に関する調査研究、陳情業務を行うため南区桃山台にて事務作業とその他業務を行った。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/4/2	4-1		5,010	-5,010	事務所電気代3月分	⑨	
2025/4/2	4-2		4,806	-9,816	ガソリン代4月支払い分	①	
2025/4/2	4-3		19,180	-28,996	マイクロソフト	⑨	
2025/4/2	4-4		3,207	-32,203	高知愛媛視察（2/4～2/6） 視察交通費オレンジフェリー4人4等分	①	
2025/4/2	4-5		7,790	-39,993	高知愛媛視察（2/4～2/6） 視察交通費オレンジフェリー部屋代	①	
2025/4/2	4-6		2,183	-42,176	高知愛媛視察（2/4～2/6） 視察交通費ガソリン代3等分	①	
2025/4/10	4-7		2,091	-44,267	事務所水道使用料4月支払い分	⑨	
2025/4/10	4-8		84,000	-128,267	事務所家賃4月支払い分	⑨	
2025/4/10	4-9		3,567	-131,834	携帯電話4月支払い分	⑨	
2025/4/10		810,000		678,166	政務活動費4.5.6月分受入		
2025/4/10	4-10		4,680	673,486	高知愛媛視察（2/4～2/6） 視察交通費高速代3等分	①	
2025/4/19	4-11		91,000	582,486	事務員人件費3月分	⑧	
2025/4/22	4-12		11,550	570,936	事務所駐車場代5月分	⑨	
2025/4/25	4-13		4,305	566,631	事務所電話代4月支払い分	⑨	
2025/4/25	4-14		4,800	561,831	読売新聞4月分	⑥	
2025/4/28	4-15		3,796	558,035	事務所ネット接続代4月支払い分	⑨	
累 計		810,000	251,965	558,035			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/5/1	5-1		3,740	554,295	事務所電気代4月分	⑨	
2025/5/2	5-2		4,969	549,326	ガソリン代5月支払い分 3/10までトヨタファイナンス	①	
2025/5/10	5-3		84,000	465,326	事務所家賃5月支払い分	⑨	
2025/5/12	5-4		6,154	459,172	携帯電話5月支払い分	⑨	
2025/5/12	5-5		6,970	452,202	ガソリン代5月支払い分 3/17からAUPAYカード	①	
2025/5/13	5-6		19,250	432,952	ホームページ保守料	⑦	
2025/5/20	5-7		91,000	341,952	事務員人件費4月分	⑧	
2025/5/20	5-8		11,550	330,402	事務所駐車場代6月分	⑨	
2025/5/26	5-9		4,900	325,502	産経新聞3月分	⑥	
2025/5/27	5-10		4,800	320,702	読売新聞5月分	⑥	
2025/5/27	5-11		3,796	316,906	事務所ネット接続代5月支払い分	⑨	
月 計		0	241,129	-241,129			
累 計		810,000	493,094	316,906			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/6/2	6-1		4,228	312,678	事務所電気代5月分	⑨	
2025/6/10	6-2		84,000	228,678	事務所家賃6月支払い分	⑨	
2025/6/10	6-3		2,091	226,587	事務所水道使用料6月支払い分	⑨	
2025/6/10	6-4		7,772	218,815	ガソリン代6月支払い分	①	
2025/6/10	6-5		5,185	213,630	携帯電話6月支払い分	⑨	
2025/6/20	6-6		91,000	122,630	事務員人件費5月分	⑧	
2025/6/20	6-7		11,550	111,080	事務所駐車場代7月分	⑨	
2025/6/25	6-8		4,270	106,810	事務所電話代6月支払い分	⑨	
2025/6/26	6-9		4,900	101,910	産経新聞4月分	⑥	
2025/6/27	6-10		3,796	98,114	事務所ネット接続代6月支払い分	⑨	
2025/6/30	6-11		4,272	93,842	事務所電気代6月分	⑨	
2025/6/30	6-12		4,800	89,042	読売新聞6月分	⑥	
月 計		0	227,864	-227,864			
累 計		810,000	720,958	89,042			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/7/10		810,000		899,042	政務活動費7.8.9月分受入		
2025/7/10	7-1		7,324	891,718	ガソリン代7月支払い分	①	
2025/7/10	7-2		5,447	886,271	携帯電話7月支払い分	⑨	
2025/7/16	7-3		84,000	802,271	事務所家賃7月支払い分	⑨	
2025/7/18	7-4		4,389	797,882	プリンターインク代	⑨	
2025/7/18	7-5		1,755	796,127	FAXリボン代	⑨	
2025/7/19	7-6		91,000	705,127	事務員人件費6月分	⑧	
2025/7/19	7-7		1,337	703,790	コピー用紙代	⑨	
2025/7/24	7-8		11,550	692,240	事務所駐車場代8月分	⑨	
2025/7/25	7-9		4,800	687,440	読売新聞7月分	⑥	
2025/7/28	7-10		3,810	683,630	事務所ネット接続代7月支払い分	⑨	
2025/7/28	7-11		4,900	678,730	産経新聞5月分	⑥	
2025/7/30	7-12		6,930	671,800	事務所電気代7月分	⑨	
月 計		810,000	227,242	582,758			
累 計		1,620,000	948,200	671,800			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/8/9	8-1		84,000	587,800	事務所家賃8月支払い分	⑨	
2025/8/12	8-2		4,592	583,208	ガソリン代8月支払い分	①	
2025/8/12	8-3		5,445	577,763	携帯電話8月支払い分	⑨	
2025/8/12	8-4		2,158	575,605	事務所水道使用料8月支払い分	⑨	
2025/8/20	8-5		91,000	484,605	事務員人件費7月分	⑧	
2025/8/20	8-6		11,550	473,055	事務所駐車場代9月分	⑨	
2025/8/25	8-7		4,235	468,820	事務所電話代8月支払い分	⑨	
2025/8/26	8-8		68,040	400,780	事務所PC代	⑨	
2025/8/26	8-9		4,900	395,880	産経新聞6月分	⑥	
2025/8/27	8-10		3,910	391,970	事務所ネット接続代8月支払い分	⑨	
2025/8/30	8-11		4,800	387,170	読売新聞8月分	⑥	
月 計		0	284,630	-284,630			
累 計		1,620,000	1,232,830	387,170			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/9/2	9-1		6,843	380,327	事務所電気代8月分	⑨	
2025/9/10	9-2		4,806	375,521	ガソリン代9月支払い分	①	
2025/9/10	9-3		84,000	291,521	事務所家賃9月支払い分	⑨	
2025/9/10	9-4		5,439	286,082	携帯電話9月支払い分	⑨	
2025/9/20	9-5		91,000	195,082	事務員人件費8月分	⑧	
2025/9/24	9-6		11,550	183,532	事務所駐車場代10月分	⑨	
2025/9/26	9-7		4,800	178,732	読売新聞9月分	⑥	
2025/9/26	9-8		16,632	162,100	Adobe Acrobat Pro	⑨	
2025/8/26	9-9		4,900	157,200	産経新聞7月分	⑥	
2025/9/29	9-10		3,910	153,290	事務所ネット接続代9月支払い分	⑨	
月 計		0	233,880	-233,880			
累 計		1,620,000	1,466,710	153,290			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2025/10/2	10-1		6,136	147,154	事務所電気代9月分	⑨	
2025/10/10	10-2		7,118	140,036	ガソリン代10月支払い分	①	
2025/10/10	10-3		5,536	134,500	携帯電話10月支払い分	⑨	
2025/10/10	10-4		84,000	50,500	事務所家賃10月支払い分	⑨	
2025/10/10	10-5		2,158	48,342	事務所水道使用料10月支払い分	⑨	
2025/10/10		810,000		858,342	政務活動費10.11.12月分受入		
2025/10/18	10-6		91,000	767,342	事務員人件費9月分	⑧	
2025/10/23	10-7		11,550	755,792	事務所駐車場代11月分	⑨	
2025/10/27	10-8		3,754	752,038	事務所電話代10月支払い分	⑨	
2025/10/27	10-9		3,910	748,128	事務所ネット接続代10月支払い分	⑨	
2025/10/26	10-10		4,900	743,228	産経新聞8月分	⑥	
2025/10/28	10-11		4,800	738,428	読売新聞10月分	⑥	
2025/10/30	10-12		4,735	733,693	事務所電気代10月分	⑨	
月 計		810,000	229,597	580,403			
累 計		2,430,000	1,696,307	733,693			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/11/8	11-1		84,000	649,693	事務所家賃11月支払い分	⑨	
2025/11/10	11-2		7,050	642,643	ガソリン代11月支払い分	①	
2025/11/10	11-3		5,561	637,082	携帯電話11月支払い分	⑨	
2025/11/20	11-4		91,000	546,082	事務員人件費10月分	⑧	
2025/11/20	11-5		11,550	534,532	事務所駐車場代12月分	⑨	
2025/11/26	11-6		4,800	529,732	読売新聞11月分	⑥	
2025/11/26	11-7		4,900	524,832	産経新聞9月分	⑥	
2025/11/27	11-8		3,910	520,922	事務所ネット接続代11月支払い分	⑨	
月 計		0	212,771	-212,771			
累 計		2,430,000	1,909,078	520,922			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2025/12/2	12-1		4,339	516,583	事務所電気代11月分	⑨	
2025/12/10	12-2		84,000	432,583	事務所家賃12月支払い分	⑨	
2025/12/10	12-3		2,091	430,492	事務所水道使用料12月支払い分	⑨	
2025/12/10	12-4		4,561	425,931	ガンリン代12月支払い分	①	
2025/12/10	12-5		5,550	420,381	携帯電話12月支払い分	⑨	
2025/12/19	12-6		11,550	408,831	事務所駐車場代1月分	⑨	
2025/12/20	12-7		91,000	317,831	事務員人件費11月分	⑧	
2025/12/25	12-8		4,195	313,636	事務所電話代12月支払い分	⑨	
2025/12/25	12-9		4,800	308,836	読売新聞12月分	⑥	
2025/12/26	12-10		4,900	303,936	産経新聞10月分	⑥	
2025/12/29	12-11		3,910	300,026	事務所ネット接続代12月支払い分	⑨	
2025/12/30	12-12		4,830	295,196	事務所電気代12月分	⑨	
月 計		0	225,726	-225,726			
累 計		2,430,000	2,134,804	295,196			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2026/1/5	1-1		4,276	290,920	ガソリン代1月支払い分	①	
2026/1/9		810,000		1,100,920	政務活動費1.2.3月分受入		
2026/1/10	1-2		84,000	1,016,920	事務所家賃1月支払い分	⑨	
2026/1/13	1-3		5,528	1,011,392	携帯電話1月支払い分	⑨	
2026/1/14	1-3-1		1,500	1,009,892	北九州・福岡視察ホテル駐車場代	①	
2026/1/20	1-4		91,000	918,892	事務員人件費12月分	⑧	
2026/1/20	1-5		11,550	907,342	事務所駐車場代2月分	⑨	
2025/1/26	1-6		4,900	902,442	産経新聞11月分	⑥	
2026/1/27	1-7		3,910	898,532	事務所ネット接続代1月支払い分	⑨	
2026/1/29	1-8		86,240	812,292	市政報告印刷代	⑦	
2026/1/29	1-9		39,600	772,692	封筒代	⑦	
2026/1/29	1-10		4,800	767,892	読売新聞1月分	⑥	
月 計		810,000	337,304	472,696			
累 計		3,240,000	2,472,108	767,892			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2026/2/1	2-1		908	766,984	ゼロテープ代	⑨	
2026/2/2	2-2		5,587	761,397	事務所電気代1月分	⑨	
2026/2/2	2-3		4,266	757,131	ガンリン代2月支払い分	①	
2026/2/10	2-4		84,000	673,131	事務所家賃2月支払い分	⑨	
2026/2/10	2-5		2,158	670,973	事務所水道使用料2月支払い分	⑨	
2026/2/10	2-6		5,529	665,444	携帯電話2月支払い分	⑨	
2026/2/10	2-7		19,190	646,254	北九州・福岡視察九州視察往路 名門大洋フェリー	①	
2026/2/10	2-8		15,180	631,074	北九州・福岡視察 八百治博多ホテル宿泊代、駐車場代	①	
2026/2/10	2-9		18,820	612,254	北九州・福岡視察九州視察復路 名門大洋フェリー	①	
2026/2/10	2-10		48,860	563,394	卓上型 自動紙折り機	⑨	
2026/2/19	2-11		47,833	515,561	郵送代@110×184通、@96×412通	⑦	
2026/2/20	2-12		11,550	504,011	事務所駐車場代3月分	⑨	
2026/2/24	2-13		4,800	499,211	読売新聞2月分	⑥	
2026/2/25	2-14		4,486	494,725	事務所電話代2月支払い分	⑨	
2025/2/26	2-15		4,900	489,825	産経新聞12月分	⑥	
2026/2/27	2-16		3,910	485,915	事務所ネット接続代2月支払い分	⑨	
月 計		0	281,977	-281,977			
累 計		3,240,000	2,754,085	485,915			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2026/3/2	3-1		3,657	482,258	北九州・福岡視察 視察交通費ガソリン代	①	
2026/3/2	3-2		6,860	475,398	ガソリン代3月支払い分	①	
2026/3/3	3-3		6,398	469,000	事務所電気代2月分	⑨	
2026/3/5	3-4		210,680	258,320	メール便50×5267通	⑦	
2026/3/10	3-5		5,519	252,801	携帯電話3月支払い分	⑨	
2026/3/10	3-6		84,000	168,801	事務所家賃3月支払い分	⑨	
2026/3/10	3-7		6,660	162,141	北九州・福岡視察 視察交通費高速代	①	
2026/3/19	3-8		11,550	150,591	事務所駐車場代4月分	⑨	
2026/3/24	3-9		4,800	145,791	読売新聞3月分	⑥	
2025/3/26	3-10		4,900	140,891	産経新聞1月分	⑥	
2026/3/27	3-11		3,910	136,981	事務所ネット接続代3月支払い分	⑨	
月 計		0	348,934	-348,934			
累 計		3,240,000	3,103,019	136,981			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

ふりがな			
被雇用者の氏名			
生年月日			
住所	〒 XXXXXXXXXX 堺市 XXXXXXXXXX		
雇用期間 (雇用開始日)	令和7年 4月 1日 ~ 令和8年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	27.5時間 / 週 (1日 5.5時間 × 5日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	130,000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	70 %	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 19.25 時間 (週勤務時間数) 27.5 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考	平日のみ勤務(桃山台近隣センターの状況から土曜日出勤)を基本として、出勤日及び勤務時間帯は、必要に応じて合意の上で変更を行う。政務活動に限定して活動しているが、切り分けることが判別しにくい政務活動以外の活動(地域住民との会合、毎月3時間程度、後援会帳簿整理週1時間程度)と8時間以上行っていない状況に照らして念のため70%の按分にて算定 また月間の労働時間が、時給換算して大阪府の最低賃金を下回るような事のないように、休日にて調整する事とする。		



※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	大阪府堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和7年 4月 1日から 令和8年 3月 31日まで	
就業場所	堺市南区桃山台 3-1-2	
仕事内容	政務活動にかかる補助および関係書類の作成等	
就業時間 (休憩時間)	午前 10時 30分から 午後 5時 00分まで (正午から午後1時までの1時間) 但し業務の都合上就業時間休憩時間を変更する場合がある。	
休 日	日曜日、月曜日、祝日 但し業務の都合上就業日を変更する場合がある。	
給与(賃金)	月額 130,000円	
給与支払	月末締翌月 20日支払い	
給与振込先	三井住友銀行 [REDACTED]	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">令和7年4月1日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 三宅達也 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者 [REDACTED] </p>		

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

管理責任者 (議員名)	三宅 達也		
事務所名	みやけ達也市政事務所		
所在地	〒590-0141 堺市南区桃山台3丁1-2 TEL 072 (299) 0777		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所		<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	40.0 ㎡	賃借料	月額 120,000 円 (政務活動費充当額 84,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	70 %	(次のいずれかの説明方法を選択) <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 28 ㎡/延べ面積 (㎡) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・ 70% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・ 70% <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・ 70% <input checked="" type="checkbox"/> その他 (ネット回線、ネット電話)・・・ 70%	
	駐車場 賃借料	70 %	月額 16,500 円 (政務活動費充当額 11,550 円)
		【所在地】	同上
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土	11:00	17:30	05:30		
2	日					
3	月					
4	火	11:00	17:30	05:30		
5	水	11:00	17:30	05:30		
6	木	11:30	18:00	05:30		
7	金	10:30	17:00	05:30		
8	土	10:30	17:00	05:30		
9	日					
10	月					
11	火	11:30	18:00	05:30		
12	水	11:00	17:30	05:30		
13	木	11:30	18:00	05:30		
14	金	10:30	17:00	05:30		
15	土	10:30	17:00	05:30		
16	日					
17	月					
18	火	10:30	17:00	05:30		
19	水	11:00	17:30	05:30		
20	木					
21	金	11:00	17:30	05:30		
22	土	11:00	17:30	05:30		
23	日					
24	月					
25	火	10:30	17:00	05:30		
26	水	10:30	17:00	05:30		
27	木	10:30	17:00	05:30		
28	金	11:00	17:30	05:30		
29	土	11:00	17:30	05:30		
30	日					
31	月					
合計				110:00	0:00	
出勤日数						20日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火	10:30	17:00	05:30		
2	水	11:30	18:00	05:30		
3	木	11:00	17:30	05:30		
4	金	11:30	18:00	05:30		
5	土	11:00	17:30	05:30		
6	日					
7	月					
8	火	11:00	17:30	05:30		
9	水	11:00	17:30	05:30		
10	木	11:00	17:30	05:30		
11	金	11:30	18:00	05:30		
12	土	11:00	17:30	05:30		
13	日					
14	月					
15	火	10:30	17:00	05:30		
16	水	10:30	17:00	05:30		
17	木	11:00	17:30	05:30		
18	金	11:00	17:30	05:30		
19	土	11:00	17:30	05:30		
20	日					
21	月					
22	火	11:00	17:30	05:30		
23	水	11:00	17:30	05:30		
24	木	10:30	17:00	05:30		
25	金	11:00	17:30	05:30		
26	土	10:30	17:00	05:30		
27	日					
28	月					
29	火					
30	水	11:00	17:30	05:30		
合計				115:30	0:00	
出勤日数						21 日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木	11:00	17:30	05:30		
2	金	11:30	18:00	05:30		
3	土					
4	日					
5	月					
6	火					
7	水					
8	木	11:30	18:00	05:30		
9	金	11:00	17:30	05:30		
10	土	11:00	17:30	05:30		
11	日					
12	月					
13	火	10:30	17:00	05:30		
14	水	11:00	17:30	05:30		
15	木	11:00	17:30	05:30		
16	金	11:30	18:00	05:30		
17	土	11:00	17:30	05:30		
18	日					
19	月					
20	火	10:30	17:00	05:30		
21	水	11:00	17:30	05:30		
22	木	11:00	17:30	05:30		
23	金	11:30	18:00	05:30		
24	土	11:00	17:30	05:30		
25	日					
26	月					
27	火	11:00	17:30	05:30		
28	水	11:00	17:30	05:30		
29	木	11:00	17:30	05:30		
30	金	10:30	17:00	05:30		
31	土	12:00	18:30	05:30		
合計				110:00	0:00	
出勤日数						20日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火	10:30	17:00	05:30		
4	水	10:30	17:00	05:30		
5	木	10:30	17:00	05:30		
6	金	11:00	17:30	05:30		
7	土	11:30	18:00	05:30		
8	日					
9	月					
10	火	10:30	17:00	05:30		
11	水	11:00	17:30	05:30		
12	木	11:30	18:00	05:30		
13	金	11:00	17:30	05:30		
14	土	11:00	17:30	05:30		
15	日					
16	月					
17	火	11:00	17:30	05:30		
18	水	11:30	18:00	05:30		
19	木	11:00	17:30	05:30		
20	金	11:30	18:00	05:30		
21	土	11:00	17:30	05:30		
22	日					
23	月					
24	火	10:30	17:00	05:30		
25	水	10:30	17:00	05:30		
26	木	11:00	17:30	05:30		
27	金	11:00	17:30	05:30		
28	土	11:00	17:30	05:30		
29	日					
30	月					
合計				110:00	0:00	
出勤日数				20 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火					
2	水	10:30	17:00	05:30		
3	木	10:30	17:00	05:30		
4	金	10:30	17:00	05:30		
5	土	11:00	17:30	05:30		
6	日					
7	月					
8	火	11:00	17:30	05:30		
9	水	11:00	17:30	05:30		
10	木	10:30	17:00	05:30		
11	金	10:30	17:00	05:30		
12	土	11:30	18:00	05:30		
13	日					
14	月					
15	火	11:00	17:30	05:30		
16	水	10:30	17:00	05:30		
17	木	10:30	17:00	05:30		
18	金	10:30	17:00	05:30		
19	土	11:30	18:00	05:30		
20	日					
21	月					
22	火					
23	水	10:30	17:00	05:30		
24	木	10:30	17:00	05:30		
25	金	10:30	17:00	05:30		
26	土	11:00	17:30	05:30		
27	日					
28	月					
29	火	10:30	17:00	05:30		
30	水	11:00	17:30	05:30		
31	木	11:30	18:00	05:30		
合計				115:30	0:00	
出勤日数				21 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金	11:00	17:30	05:30		
2	土	11:00	17:30	05:30		
3	日					
4	月					
5	火	10:30	17:00	05:30		
6	水	10:30	17:00	05:30		
7	木	10:30	17:00	05:30		
8	金	10:30	17:00	05:30		
9	土	11:30	18:00	05:30		
10	日					
11	月					
12	火					
13	水	10:30	17:00	05:30		
14	木	10:30	17:00	05:30		
15	金	11:30	18:00	05:30		
16	土	11:30	18:00	05:30		
17	日					
18	月					
19	火	11:00	17:30	05:30		
20	水	10:30	17:00	05:30		
21	木	11:00	17:30	05:30		
22	金	11:00	17:30	05:30		
23	土	11:00	17:30	05:30		
24	日					
25	月					
26	火	10:30	17:00	05:30		
27	水	10:30	17:00	05:30		
28	木	11:00	17:30	05:30		
29	金	11:00	17:30	05:30		
30	土	11:00	17:30	05:30		
31	日					
合計				115:30	0:00	
出勤日数				21 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月					
2	火	10:30	17:00	05:30		
3	水	10:30	17:00	05:30		
4	木	10:30	17:00	05:30		
5	金	10:30	17:00	05:30		
6	土	11:00	17:30	05:30		
7	日					
8	月					
9	火	10:30	17:00	05:30		
10	水	10:30	17:00	05:30		
11	木	10:30	17:00	05:30		
12	金	10:30	17:00	05:30		
13	土	11:00	17:30	05:30		
14	日					
15	月					
16	火					
17	水	10:30	17:00	05:30		
18	木	11:00	17:30	05:30		
19	金	11:30	18:00	05:30		
20	土	10:30	17:00	05:30		
21	日					
22	月					
23	火					
24	水	10:30	17:00	05:30		
25	木	11:00	17:30	05:30		
26	金	11:00	17:30	05:30		
27	土	11:00	17:30	05:30		
28	日					
29	月					
30	火	11:00	17:30	05:30		
合計				104:30	0:00	
出勤日数				19	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	10:30	17:00	05:30		
2	木	10:30	17:00	05:30		
3	金	10:30	17:00	05:30		
4	土	10:30	17:00	05:30		
5	日					
6	月					
7	火	10:30	17:00	05:30		
8	水	10:30	17:00	05:30		
9	木	10:30	17:00	05:30		
10	金	11:00	17:30	05:30		
11	土	11:00	17:30	05:30		
12	日					
13	月					
14	火					
15	水	10:30	17:00	05:30		
16	木	11:30	18:00	05:30		
17	金	10:30	17:00	05:30		
18	土	11:00	17:30	05:30		
19	日					
20	月					
21	火	10:30	17:00	05:30		
22	水	10:30	17:00	05:30		
23	木	10:30	17:00	05:30		
24	金	10:30	17:00	05:30		
25	土	10:30	17:00	05:30		
26	日					
27	月					
28	火					
29	水	10:30	17:00	05:30		
30	木	11:00	17:30	05:30		
31	金	11:30	18:00	05:30		
合計				115:30	0:00	
出勤日数				21 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土	11:30	18:00	05:30		
2	日					
3	月					
4	火	10:30	17:00	05:30		
5	水	10:30	17:00	05:30		
6	木	11:00	17:30	05:30		
7	金	11:30	18:00	05:30		
8	土	11:30	18:00	05:30		
9	日					
10	月					
11	火	10:30	17:00	05:30		
12	水	11:00	17:30	05:30		
13	木	11:00	17:30	05:30		
14	金	11:00	17:30	05:30		
15	土	10:30	17:00	05:30		
16	日					
17	月					
18	火	10:30	17:00	05:30		
19	水	10:30	17:00	05:30		
20	木	10:30	17:00	05:30		
21	金	10:30	17:00	05:30		
22	土	10:30	17:00	05:30		
23	日					
24	月					
25	火					
26	水	10:30	17:00	05:30		
27	木	10:30	17:00	05:30		
28	金	11:00	17:30	05:30		
29	土	11:00	17:30	05:30		
30	日					
合計				110:00	0:00	
出勤日数				20 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月					
2	火	10:30	17:00	05:30		
3	水	11:30	18:00	05:30		
4	木	11:30	18:00	05:30		
5	金	11:00	17:30	05:30		
6	土	11:30	18:00	05:30		
7	日					
8	月					
9	火	11:30	18:00	05:30		
10	水	10:30	17:00	05:30		
11	木	10:30	17:00	05:30		
12	金	11:00	17:30	05:30		
13	土	11:00	17:30	05:30		
14	日					
15	月					
16	火	11:00	17:30	05:30		
17	水	11:00	17:30	05:30		
18	木	11:00	17:30	05:30		
19	金	11:00	17:30	05:30		
20	土	11:30	18:00	05:30		
21	日					
22	月					
23	火	11:00	17:30	05:30		
24	水	11:00	17:30	05:30		
25	木	11:00	17:30	05:30		
26	金	11:00	17:30	05:30		
27	土	10:30	17:00	05:30		
28	日					
29	月					
30	火					
31	水					
合計				110:00	0:00	
出勤日数				20 日		



事業用建物貸借契約書

平成23年10月5日

貸主： [REDACTED] 様

借主： 三宅 達也 様

株式会社 西上建設

事業用建物賃貸借契約書

(物件の表示)

名 称	桃山台店舗一部		
所 在 地	大阪府堺市南区桃山台3丁1番2号		
種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗・ <input type="checkbox"/> 事務所・ <input type="checkbox"/> 工場・ <input type="checkbox"/> 倉庫・ <input type="checkbox"/> その他 ()		
構 造	<input type="checkbox"/> 木造・ <input type="checkbox"/> 鉄骨造・ <input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造・ <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	地下0階・地上2階建		
屋 根	<input type="checkbox"/> 瓦葺・ <input checked="" type="checkbox"/> 陸屋根・ <input type="checkbox"/> カラーベスト葺・ <input type="checkbox"/> 鋼板葺・ <input type="checkbox"/> その他 ()		
契約対象面積 <input type="checkbox"/> 壁芯 <input type="checkbox"/> 内法	建物1階部分	40.00㎡	備考 1階 82.71㎡の一部 <u>40.00㎡</u>
	建物2階部分	㎡	
	合 計	40.00㎡	
	合 計	40.00㎡	
所 有 名 義 人	[Redacted] 堺市 [Redacted]		
備 考	 		

貸主(甲) [Redacted] と、借主(乙) 三宅達也 は今般、下記条項を承諾のうえ、上記物件に関する事業用建物賃貸借契約を締結する。

第1条 (使用目的の制限)

1. 乙は、本物件を 堺市政相談所 としての業務のために使用し、甲の書面による承諾のない限り、他の用途に使用してはならない。
2. 乙は本物件の全部又は一部を、他の者へ譲渡・転貸及び使用させてはならない。

第2条（賃貸借期間）

賃貸借期間は平成23年11月1日より平成26年10月31日迄の3年間とする。

契約時の1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割り計算とする。ただし、退去の際は日割りの清算は行わないものとする。

第3条（賃料・消費税等）

1. 賃料・消費税等は下記の通りと定め、支払うものとする。

賃料	賃料 H.24.11月より	支払い時期・方法
月額 100,000 円 内消費税等相当額 4,762円	月額 117,000 円 内消費税等相当額 5,572円	毎月10日までに当月分を <input type="checkbox"/> 持参 <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>

2. 支払方法

支払期日	<input checked="" type="checkbox"/>	上記の賃料等は、毎月10日までに当月分を下記の方法により支払うものとする。 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。
支払方法	<input type="checkbox"/>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行振込 ・ <input type="checkbox"/> 自動引落 ・ <input type="checkbox"/> 甲へ持参 ・ <input type="checkbox"/> その他()	
振込先	三井住友銀行	泉北とが支店
	フリガナ	
	受取人名義	
		預金種目 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座
		口座番号

3 商店会費・駐車場の支払い

商店会費・駐車場代は 別途、桃山台商店会と契約締結とする。

第4条（賃料の更改）

賃料は、甲・乙協議のうえ改定するものとする。但し、この改定が、土地・建物に対する租税公課・消費税の増減、物価の変動、又は近隣の賃料に比較して不相当になった場合は、これ等の事情を勘案して、当事者間にて、その増減額を決めるものとする。

第5条（礼金）

本契約の礼金として、乙は甲に金 [] 円也(内消費税等相当額 [] 円)を支払うものとする。この礼金は、返還されないことを乙は承諾した。

第6条（契約の更新）

甲乙は標記契約期間満了の1ヶ月前迄に、任期満了日及び選挙を考慮し、改めて契約更新を行う。但し、乙の任期満了の日まで本契約は賃貸借期間を延長することができる。

第7条（解約の申し入れ）

当事者間の都合により本契約を解約するときは、甲は6ヶ月前迄に、乙は3ヶ月前迄に書面にて通告することを要するものとし、この場合、本契約は、通告の期間満了と同時に、終了するものとする。

第8条（諸費用の負担）

電気・水道・電話・商店会費・駐車場等は乙の負担とする。

第9条（連帯保証人）

連帯保証人（丙 XXXXXXXXXX）は、乙と連帯して本契約に基づく乙の債務一切について履行の責を負うものとする。

第10条（乙の代表者変更の場合）

乙の代表者（法人等への名称の変更、法律上又は事実上本物件を使用し、支配する責任者を含む）が変更した場合は、乙は、直ちにその旨を書面にして甲に届出なければならない。

第11条（立ち入り）

甲は、本物件の維持・修繕あるいは管理・保安上必要がある場合は、これに立ち入る事が出来るものとする。

この場合、原則として、事前に乙へ連絡するものとするが、火災等の緊急の場合は、この限りでない。

第12条（無断造作等の禁止）

1. 乙は、甲の承諾なくして本物件へ、原状を変更する設備・改造・造作・撤去等の行為をしてはならない。乙は甲に図面等を提示したうえ、甲の承諾を得るものとする。
2. 前項の工事に要する費用は、一切乙の負担とし、退去の時は、乙は原状回復し明け渡さなければならない。

第13条（修理等）

1. 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理費は甲の負担とし、出入口、窓、給排水設備・電気・照明設備等付属設備の修理は、乙の負担において行なうものとする。
2. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲へ通知しなければならないものとする。
3. 乙は、本物件及び諸造作設備の自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

第14条（賃借人の管理義務）

乙及びその関係者は本物件の使用に際し、本契約条項及び甲の注意を守り、善良なる管理者の注意をもって、その保管の責に任ずるものとする。

第15条（損害賠償）

1. 乙の賃貸期間中は、乙及びその関係者、又は第三者にあっても、本物件に破損、滅失、その他の損害を与えた場合は、乙は直ちにその旨を甲に連絡し、甲の蒙った損害を賠償しなければならない。
2. 本物件の賃貸借に関連して、他の貸借人へ損害を与えた場合は、当事者間において善処するものとする。
3. 天災及び人災の如何を問わず、直接甲の責に帰することの出来ない理由により、乙が受けた損害については、甲は賠償の責を負わぬものとする。

第16条（禁止事項）

乙は、本物件にて下記の行為をしてはならない。

- (1) 近隣に迷惑を及ぼすこと。
- (2) 甲の許可を得ないで本物件外部へ看板の設置又はこれに類似した掲示をすること。
- (3) 甲の許可を得ないで、動物及びペット類を飼育すること。
- (4) 甲の許可を得ないで、本物件へ汚物、爆発物、悪臭を発する物、引火のおそれのある物、その他 他人へ迷惑や、構造物へ危険を及ぼす物を持ち込んだり、製造、保管すること。
- (5) 違法行為及び公序良俗に反する一切の行為

第17条（契約の消滅）

次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしないものとする。

- (1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になっ

たとき。

- (2) 法令等公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

第 18 条 (契約解除)

甲は、乙が次の各号の一つでも該当したときは、何ら催告をしないで本契約を解除することが出来、乙は無条件にて本物件を明渡すものとする。

万一、乙がこれに従わない場合は、甲は、勝手に本物件の使用不能処理をとるとともに、本物件内の乙の設備、造作、その他一切の物品を自由に処分出来るものとし、このことに関して乙は一切異議を申し立てず、いかなる損害の請求をも放棄するものとする。又それらの処分に要した費用は乙の負担とする。

- (1) 賃料を 2ヶ月以上 支払わなかった場合または 5回以上 滞納したとき
- (2) 本契約 1 条・12 条・14 条・16 条・18 条に違反したとき。
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理、会社更生手続開始の申立てを受け、又は、申立てをなしたとき
- (4) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立てを受けたとき

第 19 条 (明渡し)

1. 本物件の明渡しに際しては、乙は本物件に加えた、造作、設備等を撤去し、賃貸借契約成立当時の原状に復するものとする。また美装クリーニングを乙の費用で行うものとする。但し、甲の許可ある場合は、無償で留置してもよいものとする。乙はその代価を甲に求めてはならない。
2. 乙は、その明渡し期日までに原状回復工事を行い甲の承諾を得なければならない。
3. 明渡しに際して、乙は、甲に契約書及び鍵全部を返還するとともに、公共料金の領収書を提示しなければならない。
4. 賃貸借契約が終了したにもかかわらず、乙が明渡しを完了しない場合は、乙は明渡し完了の日迄賃料等の倍額を甲に支払うものとし、甲が別途損害を蒙った時は、その損害をも賠償しなければならない。

第 20 条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲・乙は各々信義を重んじ、良識を以って協議のうえ解決するものとする。

第 21 条 (本契約に関する紛争)

本契約に関し甲・乙間に紛争が生じたときは、物件所在地の裁判所を管轄裁判所とすることを、甲と乙は予め合意するものとする。

特約事項

1. 本物件に対して損害賠償責任保険を付保し、万一火災等により本物件が滅失、毀損した場合は、この保険給付金にて補填するものとする。
2. 乙が、本件物件に看板を設置する場合は、甲に対し、事前に書面を以ってその内容を通知し、甲の承諾を得なければならない。
3. 本物件の近隣よりクレーム等が発生した場合は、乙は誠意をもって対応し、甲に一切の迷惑をかけないものとする。
4. 甲は、お客様駐車場で生じた乙のお客様・従業員等の自動車の衝突、人身事故、盗難・天災等による事故被害に対して、その責任を負わないものとする。
5. お客様駐車場に 従業員・スタッフ等の駐車を禁止するものとする。
6. 堺市政相談所として使用するものとし、選挙事務所として使用してはならない。
7. 消費税率改訂の場合は、その改訂年月より消費税額は変更されるものとする。

本契約の証として、本書式通を作成し、各自署名捺印して各々壺通保有する。

平成23年10月5日

貸主
(甲) 住所 堺市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
電話 [REDACTED]

借主
(乙) 住所 堺市 [REDACTED]
氏名 三尾達也
電話 072-299-0777

連帯保証人
(丙) 住所 堺市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
電話 [REDACTED]

仲介者
免許番号 大阪府知事(2)第51403号
名称 株式会社 西上建設
代表者氏名 代表取締役 西上孔雄
所在地 堺市南区檜尾471番地1
電話 072-297-0725
取引主任者 西上 孔雄
登録番号 (大阪)第095565号

仲介者
免許番号 大阪府知事(1)第53840号
名称 株式会社 ニシケンホームセンター
代表者氏名 代表取締役 西上治之
所在地 堺市南区桃山台2丁3番4号
電話 072-298-2340
取引主任者 西上 未友紀
登録番号 (大阪)第093991号

鍵等預り証

本日、本物件の鍵等を確かにお預かりいたしました。

これらの鍵等は、善良なる管理責任をもって保管し、かつ使用することとします。

万一紛失または破損した場合は、直ちに貴殿に連絡し、貴殿が新たに取替えた鍵等の交付を受けるものとします。

この場合、新たに鍵等の取替えに要した費用は、私の負担となることに異存はありません。

本物件の明け渡しの際、お預かりした全ての鍵等（複製した鍵等があれば、それも含む）を貴殿にご返却いたします。

鍵の種類	個数	鍵の番号
シャッター	2	
入口	2	

平成23年 月 日

(借主)	住所		印
	氏名		
	電話		

解約通知書

通知年月日 平成 年 月 日 (物件名) 桃山台店舗一部

(貸主) XXXXXXXXXX 殿


借主 三宅 達也 は賃貸借契約を解消し、平成 年 月 日に明渡すことを通知し、確実に履行することを約束致します。万一、明渡しが遅延すること
があれば、理由の如何を問わず、私の遅延に寄って発生した損害は賠償致します。

(借主)	住所		印
	氏名		
	電話		

住所 _____
【解約後のご連絡先】氏名 _____
TEL _____



変更契約書

貸主（甲）と借主（乙）三宅達也は、平成23年10月5日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第3条1項、賃料・消費税は下記の通りと定め、支払うものとする。
月額120,000円（内消費税等相当額8,889円）
2. 本契約の効力は、平成26年4月1日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年2月28日

貸主（甲）

住所
氏名
電話

堺市



借主（乙）

住所
氏名
電話

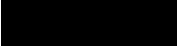
堺市

三宅達也

072-299-0777










変更契約書

貸主（甲）借主（乙）三宅達也は、平成23年10月5日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第2条、賃貸借期間を平成26年11月1日より平成27年4月30日迄の6ヶ月とする。
2. 契約書第3条1項、賃料・消費税は下記の通りと定め、支払うものとする。
月額120,000円（内消費税等相当額8,889円）
3. 特約事項6項を抹消する。
4. 本契約の効力は、平成26年11月1日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年9月30日

貸主（甲）	住所	埼玉県 
	氏名	 
	電話	
借主（乙）	住所	堺市 
	氏名	 
	電話	072-299-0777

変更契約書

貸主（甲）[redacted]と借主（乙）三宅達也は、平成23年10月5日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第9条、連帯保証人（丙）を[redacted]に変更する。連帯保証人（丙）は乙と連帯して本契約に基づく乙の債務一切について履行の責を負うものとする。

4. 本契約の効力は令和2年9月11日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月11日

貸主（甲）

住所
氏名
電話

堺市 [redacted]

[redacted]
[redacted]

借主（乙）

住所
氏名
電話

堺市 [redacted]

三宅達也

[redacted]



連帯保証人（丙）

住所
氏名
電話

堺市 [redacted]

[redacted]
[redacted]

駐車場賃貸借契約書

区画番号:



桃山台31駐車場

駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書

所 在 地: 堺市南区桃山台三丁1番31号

名 称 : 桃山台31駐車場

区画番号: XXXXXXXXXX

上記物件（以下本物件という）について貸主と借主とは
下記条項により、駐車場賃貸借契約を締結した

- 第1条 借主は善良なる管理者の注意をもって本駐車場を下記車両の駐車場として使用するものとし、他の目的に使用してはならない。
また、貸主に無断で契約車両以外を駐車してはならない。
なお、貸主及び管理会社は借主に対し管理上必要な場合において駐車位置を変更する事ができるものとし、借主はこれを承諾するものとする。

本駐車場の使用期間	令和 4 年 4 月 1 日から
	令和 5 年 3 月 31 日まで
車 両 車 種 形 式	
車 両 登 録 番 号	

- 第2条 賃貸借の期間は上記の1年間とする。 期間満了の際、双方1ヶ月前の更新の拒絶がなければ、この契約期間はさらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

- 借主は本契約において、借地法・借家法の適用がないことを承認し、期間満了の際の更新の拒絶には、何らの正当理由も要しないことを、貸主、借主は相互に認識する。
- この契約期間中に於いても、付近の環境の変化及び貸主の都合により貸主より駐車場の明渡し要求があれば、1ヶ月以内に立退くこととする

第3条 賃料は月額 <<金15,000円と消費税>>也とし、毎月末日までに翌月分を貸主の指定する下記振込先に振込手数料を借主負担で支払うこととする。

指定する振込先： りそな銀行 泉北とが 支店
口座番号： 普通 [REDACTED]
口座名義： 日生ハウジング(株) 代表取締役 三好 明

- 貸主及び管理会社は、賃料の受領による領収証を借主には発行しないものとする。
- 消費税等の税率が変動した場合は、賃料の消費税等も変動するものとする。なお、消費税を加算した後の合計使用料に小数点以下の端数が発生する場合は端数を切り捨てるものとする。

第4条 貸主は、借主が賃料等の支払を怠ったときは、年14.6%の割合で計算した損害金を請求できるものとし、請求にかかる費用は借主の負担とする。

第5条 借主は本契約にかかる債務を担保するため、契約と同時に¥ [REDACTED]を保証金として貸主に支払い、貸主はこれを受領した。保証金は無利息とし、この契約書を預かり証とする。

- 借主に賃料の延滞その他の債務が生じたときは、貸主は催告無しに本保証金をこれに充当することができる。尚、これにより保証金に不足が生じた場合、借主は直ちに不足額を補填しなければならない。
- 本契約終了後、借主が貸主に対し、本駐車場の明渡しを完了した場合、貸主は借主に保証金を返還する。
但し、前項2の不足額及び第9条の費用及び第11条による損害賠償がある場合は、これを差し引いて返還するものとする。
但し、3ヶ月未満の解約に有っては保証金の全額を引金として申受けるものとします。尚、上記返還方法は振込又は現金によるものとし、振込の場合振込手数料は借主の負担とする。借主に対する敷金の返還期日は、明渡し精算金確定後1ヵ月以内に行うものとする。

第6条 公租公課、物価の変動又は近隣の状況に応じ貸主は賃料を変更することができるものとし、借主は異議なくこれに応じるものとする。

- 第7条 借主は本駐車場施設を常に清潔に使用するものとし、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込、その他自動車の洗浄及び、近隣への迷惑行為を一切してはならない。
- 第8条 本契約の締結によって生じた借主の駐車場使用、その他の権利は一切他人へ譲渡できない。
- 第9条 契約期間満了、その他によって契約が終了したときは、借主は遅滞なく契約車両を引取ること。借主が契約車両の引取りを拒み、又は、引取らない場合は、貸主側で適切に処理することができるものとし、これに要する費用は借主の負担とする。
- 第10条 駐車場で天災地変・火災・盗難その他貸主の責に帰すことが出来ない事由により借主が被った損害については、貸主は何等責任を負わないものとする。また、借主の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に他の車両等が無断もしくは駐車違反した為、借主の使用が妨げられた場合においても貸主及び管理会社は借主に対し何ら補償、損害賠償等の義務を負担しないものとする。
- 第11条 借主又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由により、駐車場又はその施設や駐車場の他の車に損害を与えたときは借主は速やかにその損害を賠償しなければならない。
この場合貸主は一切の責任を負わない。
- 第12条 借主が下記①から⑤の項目に該当したときは、貸主は催告なしに本契約を解除することができ、借主は直ちに本駐車場の明渡しをしなければならない。
- ① 賃料の支払いを滞納したときは、保証金の有無にかかわらず本契約は、当然に解除されるものとし、借主は即刻にこの物件を明渡さなければならない。
 - ② 本契約に際し提出した申込書に虚偽事項を記載するなど、不正な行為によって契約締結に至ったと判明したとき。
 - ③ 仮差押・仮処分・強制執行・破産・解散・和議・会社整理・収監がなされたとき。
 - ④ 借主又はその代理人・使用者・運転者等が、暴力団、暴力団関係団体、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員であることが判明したとき。

⑤ 本契約書記載の条項の何れかに違反した場合。

尚、借主は契約期間中といえども、止むを得ず本契約を解除する必要がある場合、1ヶ月以前に申し出て、解約に必要な書類を貸主に必ず提出すること。

【提出する書類】（車庫証明を要している方のみ保管場所変更の手続き）

◎転出先の保管場所証明又は、受入れ先の使用承諾書の写し

◎廃車した場合は車検証の写し（抹消）

但し、借主の都合により契約を解除する場合は、賃料の前納金の返金はしないこととする。

第13条 借主は契約期間中、駐車場施設を利用しなかった場合においても、前払いした使用料を返還請求することは出来ない。

第14条 駐車施設の補修、改善の為、借主が駐車施設を一時使用出来ない場合においても、借主は貸主に前払い使用料の返還を請求出来ない。
但し、その期間が1週間を越える場合には、貸主・借主の協議の上、決定するものとする。

第15条 借主は、第1条記載の車両を変更しようとする時は、予め書面をもって貸主に申し出て、その承認を得なければならない。
その後、改めて車両入れ替えの為、車庫証明を得なければならない。
車庫証明取得のための保管場所使用承諾証明書発行手数料は1回につき<<金 [] 円と消費税>>とし、借主は貸主へ支払うものとする。
なお、消費税を加算した後の合計金額に小数点以下の端数が発生する場合は端数を切り捨てるものとする。

第16条 契約の際の入庫時は日割計算とするも、解約出庫時は日割計算をしないものとする。

第17条 借主は、貸主が本駐車場賃貸借契約の貸主の地位を第三者に承継させることを異議無く承諾する。

第18条 本駐車場の賃貸借に関する紛争の第一審管轄は、貸主の所在地を管轄する地方裁判所と合意する。

第19条 借主が死亡し、同居家族が引き続き表記駐車場を賃借する場合は、新たに賃借人を定め、新たな契約を締結するものとする。

2. 借主において、法人組織の変更、法人契約を個人契約、または個人契約を法人契約に切り替えるときは、新たな契約を締結するものとする。

第20条 本契約書に定めのない事項については法令慣習等に従い、貸主借主協議の上誠意をもって対応するものとする。

- 《特約》 1. 本駐車場は貸主と日生ハウジング㈱との間で管理契約を締結しており賃料支払い及びその他の処理・通知事項は日生ハウジング㈱が窓口となります。
2. 車庫使用承諾書発行に関しては、車両制限等がありますので、事前に日生ハウジング㈱に確認を要するものとします。
3. 賃料の支払に銀行口座からの自動引き落としを選択する場合、引き落とし手数料として月額150円が発生します。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、貸主・借主各1通を保有する。

令和4年4月1日

貸主 氏名 桃山台31駐車場管理組合



借主 住所

堺市



氏名

三見 達也



Tel

072-299-0777

仲介・管理業者 住所 堺市南区竹城台1丁1番2号

商号 日生ハウジング 株式会社

代表者 代表取締役 三好 明



Tel 072-293-9900

誓約書

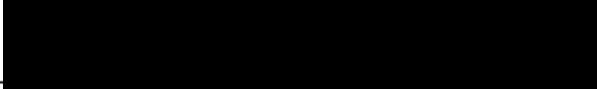
貸主（甲） 桃山台31駐車場管理組合 様



私、三宅 達也 は、本契約を締結するにあたり、甲に対し、予め以下について誓約致します。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
2. 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結しようとするものではないこと。
4. 自ら又は第三者をして、次の行為をしないこと。
 - ①甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ②偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
5. 本物件を暴力団事務所（暴力団の活動拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ）として使用しないこと及び第三者をして暴力団事務所として使用させないこと。
6. 本契約を締結した後において、前各項の何れかに違反することが判明したときは、次の各号について何ら異議を述べないこと。
 - ①甲が本契約について解除その他一切の措置をとること。
 - ②前号の措置について甲及び仲介業者に対し如何なる請求もしないこと。

以上、誓約致します。

令和 4 年 4 月 / 日

住所 堺市 

氏名 三宅 達也  

管 理 規 約

1. 当駐車場では、契約指定車を駐車する事を目的とし、その他の車及び物品等を置いてはならない
2. 当駐車場内での事故、盗難等の責任は、負いかねますので敷地内は徐行運転と、盗難を防ぐため、車には貴重品を置かないようにして下さい。
3. 当駐車場では管理人を常駐していませんので、子供が遊んでいたり危険な箇所を発見されたら、管理者に連絡して下さい
4. 本契約借主の賃料支払方法は、貸主指定の銀行口座（下記記載）へお振込頂くか、自動振り替え制を利用して下さい。
5. 大型車、トラックの方はお断りいたします。
6. 車庫証明発行の場合は、事前に車庫証明発行予定の車が、当駐車場の枠内に入るか確認の上、管理者へ御連絡下さい。

振 込 先

りそな銀行 泉北とが支店

普通口座

日生ハウジング株式会社 代表取締役 三 好 明

月額賃料 金 15,000円と消費税

連絡先

日生ハウジング(株)

T E L

072-293-9900

F A X

072-293-5550

駐車場契約金明細書(概算)

令和 4 年 4 月 / 日

借主

三宅 達也 様

〒590-0105 堺市南区竹城台1-1-2

日生ハウジング株式会社

Tel072-293-9900

担当者

契約金に関する事項を下記の通りご報告させていただきます。

月極 桃山台 31 駐車場 区画

摘 要	金 額
保 証 金	
日割賃料	
賃 料 (消費税込)	¥16,500
保管場所使用承諾証明書発行手数料	必要な場合発生
仲介手数料(消費税込)	
合 計	

領 収 書

令和 4 年 4 月 / 日

¥16,500

所在地 堺市南区桃山台3丁1番31号 区画番号 番

2022年 4 月 1 日付、別紙駐車場契約書に基づく

2022年 4 月分賃料として領収いたしました。

堺市南区竹城台1-1-2

日生ハウジング株式会社





WEBサイト保守サービス契約書

堺市議会議員 三宅達也(以下「甲」という)と、株式会社テクノアイ(以下「乙」という)とは、WEBサイト保守サービスに関して次の通りWEBサイト保守サービス契約(以下「本契約」という)を締結する。

記

1. 対象サービス

- (1)サーバー異常発生時の原因究明と復旧作業
 - ・ハードトラブルは除く
- (2)ドメインの代行管理
- (3)SSL証明の代行管理
- (4)サーバー利用料、ドメイン維持管理、SSL維持管理料の代行
- (5)ホームページ不調時のサポート

2. 契約金額

WEBサイト保守サービス料金年額38,500円(消費税込み)

- (1)WEBサイト保守サービス料金内訳
 - ・サーバーレンタル費用
 - ・SSL更新費用
 - ・ドメイン更新費用
 - ・WEBサイト異常時サポート費用

3. 契約期間

令和5年5月1日より令和9年4月30日4年間とします。

4. サービス時間

乙が甲に対して実施するサポートの時間帯(以下「基本時間帯」という)は、土日祝祭日及び乙の休業日(以下「休日」という)を除き、午前9時より午後5時00分までとする。

甲の依頼に基づき、乙が休日及び基本時間帯以外にサービスを行う場合は、甲の依頼は、乙に義務を負わせるものでない。

5. サポート保守体制

- (1)担当部署 未来テクノ研究室
- (2)電話及びメールにて対応
- (3)日程調整後現場対応

第1条（目的）

乙は本契約に基づき対象システムについて、前記5記載の責任体制のもとでWEBサイト保守サービスを提供し、甲は所定の料金を支払うものとします。

第2条（WEBサイト保守サービスの範囲）

本契約でいうWEBサイト保守サービスとは、甲がWEBサイトを正常に運用できるように次のサービスを行うことをいうものとします。

- (1) 異常発生に対する対処
- (2) 運用上の諸問題に対する相談
- (3) WEBサイトのレベルアップに対する相談
- (4) WEBサイトのサーバー管理

2 甲の依頼による、WEBサイトの仕様変更、WEBサイト改造及び新規作成等は、前項のWEBサイト保守サービス範囲には含めないものとします。

第3条（保守料金の支払条件）

乙はWEBサイト保守サービス料を、4月末に請求し、甲は翌月末に乙の指定口座に振込み支払うものとします。

第4条（秘密の保持）

甲乙双方は本契約に関連して知得した相手方の業務上の資料または知識を相手方の許可または承諾なくして、第三者に漏洩してはならないものとします。

第5条（契約の解除）

甲または乙は相手方が本契約に基づく債務を履行しない場合、相手方に催告を行い、なおも履行のないときは、文書による通知をもって本契約を解除できるものとします。

以上のとおり本契約が成立したので、本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

令和 5 年 5 月 1 日

委託者(甲):

堺市



三宅達也



受託者(乙):

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目6番1号
JMFビル西本町01 6F

株式会社 テクノア

取締役
本部長

本村敏博



出張報告書

令和7年2月17日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 三宅 達也

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 下記項目についての現地調査並びに取組みについてのヒアリング
- ①高知県高知市立図書館「オーテピア高知図書館」現地視察
 - ②高知県教育委員会による遠隔授業について
 - ③レベル4認可伊予鉄自動運転バス実車
 - ④松山市役所での自動運転バスについてヒアリング

2. 期間 令和7年2月5日（水）～令和7年2月6日（木）

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	2月5日（水）	10:00～12:00	高知市「オーテピア高知図書館」
②	2月5日（水）	14:00～15:30	高知県教育センター
③	2月6日（木）	10:30～12:00	伊予鉄バス高浜駅前から松山観光港バス実車
④	2月6日（木）	13:30～15:00	松山市役所自動運転ヒアリング

4. 面談者

- ・オーテピア高知図書館
司書 [redacted] 様
- ・オーテピア高知声と点字の図書館
主査 [redacted] 様

- ・高知県教育センター
所長 [redacted] 様
次世代型教育推進部
部長 [redacted] 様
チーフ 高等学校・公民
指導主事 [redacted] 様

- ・松山市 都市整備部 都市・交通計画課
副主幹 [redacted] 様
主任 [redacted] 様
主事 [redacted] 様

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

①オーテピア高知図書館について

以前より中心市街地の活性化の一つ賑わい創出として利便性の高い図書館として有名でこの機会に管内の見学を行い本市の中央図書館の建替え議論や特に高齢化が進む中で「声と点字の図書館」の館内の見学をご配慮いただき行うことができた。

まず「従来型の図書館ではなく、県民市民の暮らしや仕事で起きる様々な課題解決を支援する図書館」とされていて高知県立図書館・高知市立図書館の合築による全国でも珍しい図書館

この合築にあたっては

○合築による懸念つまり県立図書館の役割、市立図書館の役割がそもそも違い機能不全や県か市にとりこまれるのでは？

そこで組織運営が2系統になるが明確な役割分担を県全体に係る図書は県市内全域に係るサービスの充実は市とし図書業務は司書による直営とした。

また連携協約による業務ごとの費用負担を施設管理は（県：市）10：7

事業運営については1：1としている

○その効果として資料費や充実する県負担1億、市負担8200万、バリアフリー対応の充実

点字図書、有名な観光地、ひろめ市場のそばにあり集客施設として商店街イベント参加や立地を生かし賑わい創出、休日の通行者が1.9%アップするなどの効果が出ている。

コロナ後は図書館、科学館（プラネタリウム）、点字図書館ともに来館者も伸びており合築によつての大きなデメリットはないと関係者も胸をはる。

点字図書館については本市では障害者の支援の意味合いが大きいがこの点字図書館では「録音図書」、「点字図書」、「マルチデジター図書が充実し本のリクエスト、自宅までの郵送にも対応してサービスのより一層の充実を図っていた。またIDパスワードによる電子図書についても県市合築のメリットを生かして充実を図っていた。

ぜひ今後の堺市中央図書館建て替えやレファレンスの充実の議論に生かしていきたい。

【質疑応答】

Q：来場者の交通手段は？

A：路面電車やバス停が徒歩2～3分のところにあり、施設自体の駐車場や近隣の駐車場を利用される方が多い。近隣の方、学生は自転車やバイクなどでも来場されている。

Q：県立と市立図書館が一緒になったメリットとデメリットは？

A：メリットとしてこれまでの県立・市立両図書館合わせて蔵書数が飛躍的に増えた。また、施設が利便性の高い場所になったことや、夏季などはクールスポットとしての利用もあり来場者数が増えた。デメリットは県立・市立で持ち寄った蔵書の多くが重複している。

②高知県教育センター遠隔教育推進事業について

高知県が抱える教育課題のうち中山間地域の教員不足、単位認定等教育の充実の課題

また地理的に山間部と海に囲まれているため南海トラフ地震への津波対策の学校園のハード対策とBCPなどのソフト対策が現在急務になっている。

そこで今回はその遠隔教育推進事業としてICTを活用した遠隔授業配信について実際の授業風景を視察させていただく機会をいただいた。平成30年までに研究指定校を7校定め現在は19校へ拡大している。大学進学、公務員試験対策の補修として活用現在センター内に4つのスタジオを整備している。令和6年は授業時間も拡大を続け、情報Iを新設の科目としている

体制としては教育センター所長のもとに遠隔授業配信センターを整備しトラブル解消のため配信側、受信側ともに同じICTを用意して通常の授業に近い形、5回くらいの配信でそれ以後1人で配信できるようにしたシステムを準備した。

スタジオの授業風景では遠隔授業ならではの間の取り方がありいっぽう間をとる授業に仄聞すると4G回線ではやはり映像・音声が届くタイムラグが生じるとのことが実際の授業を見て確認できたセンターでは5G回線の導入を検討とのことだが山間部ではアンテナ設置がなく課題になると伺った。

【質疑応答】

Q：遠隔授業を行うことで教員を増やしたりしたのか？

A：教員数は増やしていない。山間部学校については1校に1名配置できておらず、教科担任が数校を掛け持っていたものを遠隔授業に切り替えている。

Q：教師の受け止め方は？

A：本当は対面授業が良いと思っているが、やれることを選択肢として受け止めている。

Q：遠隔授業の課題は？

A：始業時間を揃えなければならない。山間部学校は交通機関等で通学時間を考慮して始業時間を学校によってばらつきがある。

Q：遠隔授業の場合、教員と生徒が対面する機会は無いのか？

A：年に2回以上は対面授業を行うことになっている。

③伊予鉄バス高浜駅から松山観光港間往復実車について

高浜駅前フェリー乗り場に車を駐車して高浜駅舎そばバス乗り場から乗車定員 13 名運転席を含んだ乗車があれば自動運転での運航を行わないとのことでレベル 4 の自動運転を体感するために高浜駅に向かい自動運転実施を確認後視察メンバーで乗車。

乗車しての体感は自動運転時の加速やブレーキはやはり人の運転のようなものでなく、急減速急加速となり乗り心地は悪い、運転ルートはレベル 4 取得のため右折を出発時、到着時のみとして信号はないため信号協調技術は必要がない。交通系 IC カードのみの決済でカードを所持していない場合は駅やターミナルで切符を購入することになるので課題が残る。

実車時は観光港で記念に乗車される方や技術者風の方もいたが採算は取れているようであった。

実車時で残念だったのは一度自動運転が解除されてしまうと再び自動運転に戻らず手動運転で終点に向かったことであった、何度か行った他所の自動運転では再度復帰していた。

今回の実証実験視察はこの件は残念な点であった。

④ 松山市自動運転の導入に向けた事業概要ヒアリングについて

実車後松山市役所にて乗車した伊予鉄バスと松山市のかかわりをヒアリング。

2 種免許保持者の観光バス分野での取合い、運転手自身の高齢化、2024 年問題と課題山積のバス業界での運転士不足によるバス路線維持を背景としてレベル 4 自動運転バスを導入、実用化として今回実車したルートのみならず自動運転バス網を整備するため全国と同じ課題会解消に向けて行っている。

プロモーターは全国展開をしている BOLDLY 株式会社により運転手ではなく保安員による運航、実際は先の実車時の報告のように自動を切ったときは運転している。

ただ 2024 年の 5 月より準備をはじめてその年の 12 月 26 日に運行を開始する等スピード感を持った取り組みで 1 日平均 175 人 13 便を運航するなど定時日常時の運行と変わらない 一番の課題は本市の SMI プロジェクトにも言えるが路上駐車で駅前ということもありラバーポールなどを用いて対策を検討している。松山市では先のルート追加の構想に伴い自動運転車両の追加を検討している、伊予鉄バスは現在すでに EV バス車両は 10 台保有中とのことで、特筆すべきは今回の事業については 100%伊予鉄バスが出資しており、松山市の持ち出しは一切ないとのこと。

自動運転車両リース代は 4300 万円。

【質疑応答】

Q：バス運転手不足、高齢化対策の一環とされているが、伊予鉄バス運転手の平均年齢は？

A：現在 47 歳となっている。

Q：自動運転バスの実装の目的は？

A：運転手不足の解消が主目的である。他の路線にも広げていきたい。

Q：松山市の費用負担は？

A：国の自動運転に係る補助が 100%なので、市の負担は無い。それ以外のものは伊予鉄バスが負担している。

Q：地元の方からの懸念材料は？

A：安全面の確保が多かった。

Q：車種の選定理由は？

A：伊予鉄バスとの協定で決定した。

Q：車線等が消えているなど車線認識などで改善要望は無いのか？

A：3D マッピングシステムで運用しているので、車線についてはあまり重要ではない。

Q：車両の接近などによりシステムがキャンセルになった場合その後の運転を手動に切り替えているが、自動運転への復帰をしないのはなぜか？

A：定時運行路線としているので、定時運転を優先させているため。

⑤ 今回の視察を通しての総括

オーテピア高知図書館については本市の中央図書館の老朽化に伴う建替えについてはレファレンス、現地か別の場所か？という議論を考える必要があり、賑わいを創出するオーテピアを参考にすると中心市街地という選択になる。運営形態については今回直営であったが、岐阜市での視察から委託の選択肢もある引き続きの議論を続ける。

遠隔授業については本市では様々な可能性が考えられる。市内ではおそらく 5G 回線が使えるため各学校間のタイムラグが起こらないまた、ネイティブの英語授業については効率よく授業展開を行える可能性や書道や教員の少ない教科や教師の働き方改革に資する授業数（中学校）は高等学校教育だけでない工夫を行える可能性がある。

自動運転バスについては冒頭の課題運転手不足は日本中同じくの課題であるが本市が実証プロジェクトを行っている SMI プロジェクトがより実用性の高いものになれば都市部中心市街地の運用で課題は山積しているが間違いなく全国でもトップクラスの事業となる。

議論を進めて何とか成功してほしい。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

3-2 4-4 4-5 4-6 4-10

出張報告書

令和8年3月10日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 三宅 達也

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 下記各項目についての現地調査並びに取組みについてのヒアリング

- ① 北九州グローバルゲートウェイについて
- ② 福岡のみどり経営基本方針について
- ③ 福岡市博物館リニューアル推進事業について
- ④ 公共施設の耐震化について

2. 期間 令和8年1月13日（火）～令和8年1月14日（水）

3. 日程等

月日	時刻	出張先（都市・施設名等）
① 1月13日（火）	14:00～15:00	北九州グローバルゲートウェイ
② 1月14日（水）	10:00～12:00	福岡市役所

4. 面談者

・北九州グローバルゲートウェイ

館長（セイハネットワーク（株））

ゼネラルマネージャー（セイハホールディングス（株））

・福岡市

福岡市博物館 運営課 課長

主査

福岡市水道局 計画部 事業調整課 事業調整係長

配水部 整備推進課 整備推進係長

様
様

様
様
様
様

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

初めに本市においても大型施設の郊外型店舗が撤退することも容易に考えられるように本市とよく似た都市構造つまり大きな指令指定都市大阪市に隣接し、北九市においても福岡市が隣接過去に鉄鋼の街であったようによく似た都市条件でありながら、お手本とするところが福岡市、北九州市には散見される。常任委員会でも多くのテーマで全国から視察が集まる両市であるが今回は会派として今後の議会議論に活かすべく特に港湾部に着目し移動に関してフェリーを利用することで相互物流の様子も見受けられた。大阪南港から新門司へと向かうルートであるが関西と九州のトラック輸送の現状も学ぶ機会になった。

料金は新幹線より安く、ドライバーは個室を使うことができる、夕方、夜間の2便が運航されて大型トラックは定期利用の会社のものでにぎわっていた。

運転手さんに仄聞すると熊本まで荷を運ぶためとのこと、鹿児島なら志布志港行を利用するそうで北九州からの帰り便でも多くのトラックが乗り込んでいるとのこと運転手不足のため長距離を過去には走っていたが高齢化、人材確保の困難さも相まってフェリーの輸送も許されるようになったとのことだった。ちなみにドライバーの負担を考慮しなければ深夜帯の高速をひたすら走る方が運輸代は安上がりとのことだった。

少し前は圧倒的に震災の影響で熊本行が多く九州各方面、福岡市内に向かうトラックも多い。早朝に新門司に到着したので会派メンバーは新幹線にて現地で合流するためまず北九州グローバルゲートウェイのある THE OUTLETS KITAKYUSHU へ向かう。

旧スペースワールド（遊園地）跡地利用で隣接にはイオンモール八幡東がありイオングループがこの周辺一体のものとして経営に参画している。

平日であったがアウトレットモールの効果で来客はそれなりにあった。

また空き時間を利用して中心市街地、駅前周辺、モノレールや周辺整備を確認するため小倉駅を訪れたが九州新幹線整備で熊本、鹿児島への来訪者が増える一方でかつてより通過者が増えているとの声が商店街の方から仄聞している。

以下は会派議員と情報共有部分があります。

なお特に②、③項目については

パーク PFI の進捗状況、福岡県との調整等本市の公園整備と大阪府立公園とのすみわけなどを確認すべく本テーマのヒアリングを希望した。特に福岡出身の伊豆丸議員からはパーク PFI 手法による郊外地域へと公園管理が広がっていることが確認できた。

また③項目では本市においても博物館の狭隘、老朽化に伴うリニューアル案が検討されているところで懸念とするところはのちに記載の人件費、建材費高騰による不調であり参考とするためヒアリングを希望したものである。

①北九州グローバルゲートウェイについて

・施設の概要について

スタジオセットやスタジオ、ホテルのフロント、実際のオーストラリアを模したレストラン、北九州市の特色を活かしてスターフライヤーの飛行機内を展示し、教室の様な作りになっている。

・キッズゾーンについて

0歳から小学校3年生程度の子どもたちが集まる英語環境を提供し、外国人スタッフと一緒におもちゃやコーラスなどの遊びを通じて英語に親しめる空間となっている。この部屋は非常に人気があり、夏休みの8月1ヶ月間だけで保護者800人以上が利用。アウトレット内にあることもあり、英語に抵抗がある家族でも気軽に利用でき、英語以外でも自由に遊べる時間を設定しており、英語学習への入り口として機能している。

・施設の収容能力について

館内全体で200人、キッズゾーンで40人程度を対象としている。幼稚園や保育園の団体利用も多く、身障者用トイレも併設されている。

・体験プログラムとして、本市学校現場と同じくフィリピンとのオンライン接続を活用した映像体験や、エアラインメニューを使った実践的な英語学習が行われている。

・スタッフ体制は、外国人スタッフが30人近くいて、間違いを恐れずに伝えようとする意志を重視し、楽しんで学ぶプログラムづくりがされている。

・利用者層として、60歳以上の生涯学習者向けのプログラムも実施している。

・ニューススタジオでは、職業体験として英語で話す機会を提供している。

・当施設は、2022年北九州市から要請を受けて開設し、2022年と2023年に北九州市の予算で小学校3年生から中学3年生まで全7学年の学生が2年間無料で利用。2024年に市の事業が終了し、現在は公民館資料費のみで運営。

②福岡市みどり経営基本方針について

・福岡市の公園整備と管理に関する「みどり基本計画」の改定と公園の多様な利活用について説明を受けた。「みどり基本計画」は平成25年に基本構想が策定され、令和7年12月に改定された。

・公園の収支改善のため、料金設定の見直しや駐車場の有料化を行った。同時に10年後の職員配置計画を策定し、多様な利活用による赤字解消の目標が設定されている。

- ・清流公園では、県立中央公園との連携やPFI事業の活用について検討が行われており、公園そのものの価値向上のために、スポーツ施設や体育館の活用を行っている。
- ・コミュニティパーク事業では、パークハウスの建設や運営費用等に関しては自治会等が運営委員会を設置しており、市費負担は無いとの説明があった。

③福岡市博物館リニューアル推進事業について

- ・福岡市博物館リニューアル事業の入札が不調となった事に関しては、サウンディング時には複数の事業者が関心を示していたが、実際の入札では応札者数が減少したとのことで、原因として総事業費が207億円という大規模なもので、建築部分と設計施工で3年間、その後15年間の運営を含めた金利等も含めた金額であり、建築需要の高まりにより、条件の悪い案件には事業者が手を挙げにくい状況があると説明があった。
- ・事業手法の検討について、直営での実施も検討したが、運営については民間に任せの方がメリットがあるとの判断で、15年間の長期契約を選択したと説明した。ただし、民間事業者がリスクを見込まざるを得ない部分については、公共側に戻すことも検討していると説明があった。
- ・施設の現状について、博物館南側ゾーンは以前駐車場だったが、現在は空地となっており、リニューアル工事期間中の駐車場需要は賄える状況にあると説明があった。
- ・来館者数については、ジブリ展などの人気展示があると来館者数が急増するが、通常時は安定していると説明された。
- ・博物館特有の課題として、図書館とは異なり博物館の収蔵物は形状や大きさが様々で、収蔵物保管に難しさがあると説明があった。
- ・博物館が臨海地区の埋立地にあるという立地条件を考慮し、高床式構造を採用し1階部分は柱のみとすることにより津波等の災害時にも対応できる構造設計にしたと説明があった

毎年ライフワークとして下水道展の視察を行っているが特に下水道設備の維持管理は施設の老朽化に伴い地方自治体の財政を圧迫している。もちろん本市も例外ではなくその管路更新、施設整備には中長期の経営計画と国が進めるウォーターPPPをはじめ ICT 等先進技術については毎年ブラッシュアップを行う必要があると思慮する。

④ 公共施設の耐震化について

- ・福岡市の水道・下水道・橋梁の耐震化計画について説明を受けた。
- ・福岡市水道事業基本計画として、下水道長期ビジョンについての説明があり、水道ビジョンにおいて「安全で良質な水を安定供給」という基本理念のもと、「安全・強靱・持続」を踏まえた福岡市水道事業計画の方向性があり、目指すべき方向性の実現に向けて四つの施策目標が設定され、将来にわたって市民が安心して水道水を使用できるよう取り組んでいるとの説明があった。
- ・耐震化事業については、「危機管理対策の推進」が政策目標となり、主な施策として大地震等災害対策の主要事業として耐震化事業が推進されており、管路耐震化については、耐震ネットワーク工事を実施、福岡市地域防災計画において指定された避難所や給食事業所などへの給水ルートを優先的に耐震化する取り組みが進められている。
- ・耐震化については当初 247 施設を対象としていたが、最終的には 256 施設を対象とし、令和 6 年度末で全てのルートが完了しており、さらに、第二次耐震ネットワーク工事として、令和 7 年から令和 14 年度まで一時避難所である公民館などを対象とした 90 施設の整備計画が進められている。
- ・福岡市下水道経営計画は、老朽化が進む下水道施設や激甚化・頻発化する自然災害などの近年の状況を踏まえて策定された計画で、令和 7 年度から令和 10 年の 4 年間で、計画的な水処理センターの改築工事実施、次に浸水対策として令和元年度から市内全域の対策実施、最後に地震対策としてポンプ所・水処理センターの耐震性向上
- ・事業費については、浸水対策と地震対策を重点的に推進するため、4 年間で約 1150 億円を見込み、震対策については 4 年間で約 126 億円、令和 7 年度は約 27 億 7400 万円の予算が計上されている。
- ・橋梁等の耐震化計画は、令和 2 年度に策定され、令和 4 年度から供用が開始されている。平成 7 年の阪神淡路大震災、平成 17 年の福岡県西方沖地震、平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震などを受けて、道路を含むインフラの耐震対策が重要視されている。
- ・福岡市では、令和 2 年 3 月末時点で 2022 橋の道路橋梁を管理しており、そのうち緊急輸送道路や跨線橋などの重要度が高い橋梁が 185 橋あり、耐震対策が必要な橋梁として 100 橋を耐震補強対策の対象として選定している。
- ・耐震補強対策は 3 期に分けて実施され、第 1 期では跨線橋・歩道橋 20 橋の耐震補強、第 2 期以降では緊急輸送道路に位置する橋梁の耐震補強を順次実施する計画で、対策スケジュールは第 1 期 7 年、第 2 期 8 年、第 3 期 5 年の計 20 年間とし、概算事業費として 80 億円が見込んでおり、令和 6 年度末時点で 13 橋に着手している。

総括として

今視察は多岐にわたる分野と来訪に対して海路を利用することでの九州地方と関西地方における物流の実態や産業振興の観点も確認することができた。

また大きな施設の撤退は跡地利用や商業施設の誘致を行うにあたり単に物販店を誘致するのではなく教育、子育て、生涯学習、市民参画、地方自治体の公共床等かつての市町村のかかわりも変わり、街のにぎわいや人口誘導にも大きくかかわり、民間が行っていることだからと考えるのではなく積極的に情報交換、コンソーシアム、協定締結等を図り人口減少問題や税源涵養、歳出削減にも積極的に議論を行うように図ってまいりたい。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

1-3-1, 2-7, 2-8, 2-9, 3-1, 3-7